

## 入札心得

競争入札に参加するものは、次の事項を守らなければならない。

第1 競争入札に参加するもの（以下「入札参加者」という。）は、公正な競争を妨げる行為をしてはならない。

第2 入札参加者は、所定の様式により総額又は単価をもって入札しなければならない。

第3 入札参加者は、入札執行の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。ただし、郵送による入札が認められる場合はこの限りではない。

第4 代理人が入札に参加する場合は、その権限を有する者からの委任状を携行し、入札執行時に提出しなければならない。

第5 提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

### <入札書記載上の注意>

- 1 筆記用具は、必ず万年筆かボールペンを使用してください。
- 2 首標金額は訂正できませんので再作成をして下さい。その他の訂正については、二本線を引き訂正印が押してあれば結構です。
- 3 入札書に記載する金額は、5年間の総額で見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- 4 落札者がいなかった場合は、2回まで入札を行います。2回とも落札者がいなかった場合は、第2回目の入札において最低価格を入れた事業者様と随意契約のご相談をさせていただきます。